

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p> 1の3・1の4共-1～1の3・1の4共-3 (省略)</p> <p> (削除)</p> <p> 1の3・1の4共-5～1の3・1の4共-7 (省略)</p> <p> 第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p> (省略)</p> <p> 第3章 財産の評価</p> <p> (省略)</p> <p> 第4章 申告及び納付</p> <p> (省略)</p> <p> 第5章 更正及び決定</p> <p> (省略)</p> <p> 第6章 延納及び物納</p> <p> 第41条((物納の要件))関係</p> <p> 41-1～41-15 (省略)</p> <p> 41-16 「請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているもの」の意義</p> <p> 第7章 雑則</p> <p> (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p> 1の3・1の4共-1～1の3・1の4共-3 (同左)</p> <p> <u>1の3・1の4共-4 居住無制限納税義務者の判定</u></p> <p> 1の3・1の4共-5～1の3・1の4共-7 (同左)</p> <p> 第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p> (同左)</p> <p> 第3章 財産の評価</p> <p> (同左)</p> <p> 第4章 申告及び納付</p> <p> (同左)</p> <p> 第5章 更正及び決定</p> <p> (同左)</p> <p> 第6章 延納及び物納</p> <p> 第41条((物納の要件))関係</p> <p> 41-1～41-15 (同左)</p> <p> (新設)</p> <p> 第7章 雑則</p> <p> (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>1の3・1の4共-3 法第1条の3第1項各号又は第1条の4第1項各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。</p> <p>(1) 無制限納税義務者(法第1条の3第1項第1号又は第1条の4第1項第1号に掲げる個人(以下「居住無制限納税義務者」という。))又は第1条の3第1項第2号又は第1条の4第1項第2号に掲げる個人(以下「非居住無制限納税義務者」という。)をいう。以下同じ。) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産の所在地がどこにあるかにかかわらず当該取得財産の全部に対して相続税又は贈与税の納税義務を負う。</p> <p>(2) 制限納税義務者(法第1条の3第1項第3号又は第1条の4第1項第3号に掲げる個人(以下「居住制限納税義務者」という。))又は第1条の3第1項第4号又は第1条の4第1項第4号に掲げる個人(以下「非居住制限納税義務者」という。)をいう。以下同じ。) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産のうち法施行地にあるものに対してだけ相続税又は贈与税の納税義務を負う。</p> <p>(3) 特定納税義務者(法第1条の3第1項第5号に掲げる個人をいう。以下同じ。) 被相続人が法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下「特定贈与者」という。)であるときの当該被相続人からの贈与により取得した財産で同条第3項の規定(以下「相続時精算課税」という。)の適用を受けるものに対して相続税の納税義務を負う。</p> <p>(注) <u>平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に非居住外国人(平成29年4月1日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き法施行地に住所を有しない個人であって日本国籍を有しないものをいう。)から相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地に住所を有しない者であり、かつ、日本国籍を有しない個人については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)附則第31条第2項の規定により上記(2)の非居住制限納税義務者に当たることが留意する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>1の3・1の4共-3 法第1条の3第1項各号又は第1条の4第1項各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。</p> <p>(1) 無制限納税義務者(法第1条の3第1項第1号又は第1条の4第1項第1号に掲げる個人(以下「居住無制限納税義務者」という。))又は第1条の3第1項第2号又は第1条の4第1項第2号に掲げる個人(以下「非居住無制限納税義務者」という。)をいう。以下同じ。) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産の所在地がどこにあるかにかかわらず当該取得財産の全部に対して相続税又は贈与税の納税義務を負う。</p> <p>(2) 制限納税義務者(法第1条の3第1項第3号又は第1条の4第1項第3号に掲げる個人をいう。以下同じ。) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産のうち法施行地にあるものに対してだけ相続税又は贈与税の納税義務を負う。</p> <p>(3) 特定納税義務者(法第1条の3第1項第4号に掲げる個人をいう。以下同じ。) 被相続人が法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下「特定贈与者」という。)であるときの当該被相続人からの贈与により取得した財産で同条第3項の規定(以下「相続時精算課税」という。)の適用を受けるものに対して相続税の納税義務を負う。</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第六章 延納及び物納</p> <p>第41条((物納の要件))関係</p> <p>(「当該財産により取得した財産」の意義)</p> <p>41-7 法第41条第2項に規定する「当該財産により取得した財産」とは、当該財産を処分して取得した財産そのものをいうのであるが、次に掲げる財産は、これに該当するものとして取り扱うのであるから留意する。ただし、(3)に掲げる株券又は出資証券で収納時に旧株券(旧出資証券)がある場合においては、当該旧株券(旧出資証券)を物納税額に充ててもなお不足税額があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 課税価格計算の基礎となった株券又は出資証券の発行人が合併した場合において、当該合併によって取得した株券又は出資証券</p> <p>(2) 課税価格計算の基礎となった株券又は出資証券がある場合において、当該株券の消却、資本の減少又は出資の減少によって取得した株券又は出資証券</p> <p>(3) 課税価格計算の基礎となった株券又は出資証券の発行人が増資を行った場合において、当該増資によって取得した株券又は出資証券</p> <p>(物納劣後財産と物納に充てることができる順位が後順位である財産がある場合の取扱い)</p> <p>41-15 法第41条第4項に規定する物納劣後財産と同条第5項に規定する物納に充てることができる順位が後順位の財産がある場合には、まず、同条第5項に掲げる順位に従って物納に充てることができる財産を区分し、その先順位財産の中に物納劣後財産として物納に充てることができる財産</p>	<p>(居住無制限納税義務者の判定)</p> <p>1の3・1の4共-4 相続税又は贈与税の納税義務者が居住無制限納税義務者であるかどうかの判定は、その者が相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において、<u>法施行地に住所を有するかどうかによるのであつて、被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。)</u>又は贈与をした者の住所が法施行地にあるかどうかは問わないのであるから留意する。</p> <p><u>したがつて、相続若しくは遺贈又は贈与により法施行地にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において法施行地に住所を有しないものは、たとえ、当該財産を取得した時において法施行地に居所を有していても、居住無制限納税義務者には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 延納及び物納</p> <p>第41条((物納の要件))関係</p> <p>(「当該財産により取得した財産」の意義)</p> <p>41-7 法第41条第2項に規定する「当該財産により取得した財産」とは、当該財産を処分して取得した財産そのものをいうのであるが、次に掲げる財産は、これに該当するものとして取り扱うのであるから留意する。ただし、(3)に掲げる株式又は出資証券で収納時に旧株式(旧出資証券)がある場合においては、当該旧株式(旧出資証券)を物納税額に充ててもなお不足税額があるときに限るものとする。</p> <p>(1) 課税価格計算の基礎となった株式又は出資証券の発行人が合併した場合において、当該合併によって取得した株式又は出資証券</p> <p>(2) 課税価格計算の基礎となった株式又は出資証券がある場合において、当該株式の消却、資本の減少又は出資の減少によって取得した株式又は出資証券</p> <p>(3) 課税価格計算の基礎となった株式又は出資証券の発行人が増資を行った場合において、当該増資によって取得した株式又は出資証券</p> <p>(物納劣後財産と物納に充てることができる順位が後順位である財産がある場合の取扱い)</p> <p>41-15 法第41条第4項に規定する物納劣後財産と同条第5項に規定する物納に充てることができる順位が後順位の財産がある場合には、まず、同条第5項に掲げる順位に従って物納に充てることができる財産を区分し、その先順位財産の中に物納劣後財産として物納に充てることができる財産</p>

改正後	改正前
<p>がない場合には、同条第5項による次順位の財産を物納に充てることができるのであるから留意する。</p> <p>(参考) 物納に充てることができる順位は、次の①から⑤の順となる。</p> <p>第1順位 ①不動産・船舶・国債証券・地方債証券・金融商品取引所に上場されている株券等の有価証券・金融商品取引所に上場されていない投資法人の投資証券等のうち、その規約又は約款に投資主または受益者の請求により投資口の払戻し又は信託契約の一部解約をする旨及び当該払戻し又は当該一部解約の請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められている有価証券</p> <p>②うち劣後財産</p> <p>第2順位 ③金融商品取引所に上場されていない株券等の有価証券(第1順位のものを除く。)</p> <p>④うち劣後財産</p> <p>第3順位 ⑤動産</p> <p>(注) 特定登録美術品は上記順位にかかわらず物納に充てることができるのであるから留意する。</p> <p><u>(「請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているもの」の意義)</u></p> <p><u>41-16 法施行規則第21条の2第1項及び同条第2項第2号に規定する「請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているもの」とは、当該目論見書等に「請求を行うことができる日が1月につき1日以上である」と明記されているもののほか、請求等に係る記載内容から「請求を行うことができる日が1月につき1日以上である」ことが確認できるものを含むのであるから留意する。</u></p> <p>第42条((物納手続)関係)</p> <p>(許可の条件)</p> <p>42-14 法第42条第30項に規定する「物納の許可をする場合において、物納財産の性質その他の事情に照らし必要があると認めるとき」に付すことができる許可の条件とは、次のようなものをいう。</p> <p>① 物納許可後、物納財産の収納のために必要な所有権移転手続等を要する場合 …所有権移転手続等を行うこと(有価証券の名義変更及び引渡し並びに動産の引渡し等)</p> <p>② 通常の確認調査等では土壌汚染等の隠れた瑕疵がないことが確認できない場合 …瑕疵が判明した場合には当該瑕疵を除去等すること(土壌汚染の除去、地下埋設物の撤去や国が除去等を行った場合の当該除去費用の支払など)</p> <p>③ 取引相場のない株式に係る株券の物納を許可する場合</p>	<p>がない場合には、同条第5項による次順位の財産を物納に充てることができるのであるから留意する。</p> <p>(参考) 物納に充てることができる順位は、次の①から⑤の順となる。</p> <p>第1順位 ①国債・地方債・不動産・船舶</p> <p>②うち劣後財産</p> <p>第2順位 ③株式等の有価証券</p> <p>④うち劣後財産</p> <p>第3順位 ⑤動産</p> <p>(注) 特定登録美術品は上記順位にかかわらず物納に充てることができるのであるから留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>第42条((物納手続)関係)</p> <p>(許可の条件)</p> <p>42-14 法第42条第30項に規定する「物納の許可をする場合において、物納財産の性質その他の事情に照らし必要があると認めるとき」に付すことができる許可の条件とは、次のようなものをいう。</p> <p>① 物納許可後、物納財産の収納のために必要な所有権移転手続等を要する場合 …所有権移転手続等を行うこと(有価証券の名義変更及び引渡し並びに動産の引渡し等)</p> <p>② 通常の確認調査等では土壌汚染等の隠れた瑕疵がないことが確認できない場合 …瑕疵が判明した場合には当該瑕疵を除去等すること(土壌汚染の除去、地下埋設物の撤去や国が除去等を行った場合の当該除去費用の支払など)</p> <p>③ 取引相場のない株式の物納を許可する場合</p>

改正後	改正前
<p>…物納財産の収納後に一般競争入札により当該株式を売却する場合に、売却に必要な有価証券届出書等を提出すること</p> <p>(特定物納に係る財産の収納価額)</p> <p>48の2-5 法第48条の2第5項に規定する「申請の時の価額」とは、特定物納申請財産について、当該特定物納の申請書が提出された時の財産の状況により、財産評価基本通達を適用して求めた価額をいうのであるから留意する。</p> <p>なお、次の場合にはそれぞれに掲げる価額をもって当該財産の価額として取り扱うのであるから留意する。</p> <p>1 土地（路線価方式による評価を行うもの） その年分に適用する路線価が公開されるまでの期間…前年の路線価を用いて評価した価額に時点修正指数を乗じた価額</p> <p>(注) 時点修正指数とは、前年末から申請時までの地価の変動率をいい、その年分の地価公示における物納申請された土地の近傍の標準地の地価の変動率を用いることとして差し支えないものとする。</p> <p>2 土地（倍率方式による評価を行うもの） その年分に適用する倍率が公開されるまでの期間…前年の固定資産税評価額及び倍率を用いて評価した価額に時点修正指数を乗じた価額</p> <p>3 取引相場のない株式に係る株券（純資産価額方式による評価を行うもの） その年分に適用する路線価又は倍率が公示されるまでの期間…1又は2による土地の価額に基づき計算された取引相場のない株式に係る株券の価額</p>	<p>…物納財産の収納後に一般競争入札により当該株式を売却する場合に、売却に必要な有価証券届出書等を提出すること</p> <p>(特定物納に係る財産の収納価額)</p> <p>48の2-5 法第48条の2第5項に規定する「申請の時の価額」とは、特定物納申請財産について、当該特定物納の申請書が提出された時の財産の状況により、財産評価基本通達を適用して求めた価額をいうのであるから留意する。</p> <p>なお、次の場合にはそれぞれに掲げる価額をもって当該財産の価額として取り扱うのであるから留意する。</p> <p>1 土地（路線価方式による評価を行うもの） その年分に適用する路線価が公開されるまでの期間…前年の路線価を用いて評価した価額に時点修正指数を乗じた価額</p> <p>(注) 時点修正指数とは、前年末から申請時までの地価の変動率をいい、その年分の地価公示における物納申請された土地の近傍の標準地の地価の変動率を用いることとして差し支えないものとする。</p> <p>2 土地（倍率方式による評価を行うもの） その年分に適用する倍率が公開されるまでの期間…前年の固定資産税評価額及び倍率を用いて評価した価額に時点修正指数を乗じた価額</p> <p>3 取引相場のない株式（純資産価額方式による評価を行うもの） その年分に適用する路線価又は倍率が公示されるまでの期間…1又は2による土地の価額に基づき計算された取引相場のない株式の価額</p>